

「最期の時」まで自分らしくあるために

終活という言葉を聞いたことはありますか？最近、テレビや新聞で耳にする機会が増えました。終活とは自分が最期の時を迎えた時にしてほしいことを前もって決めておくことです。その中に最期の時の医療の希望についてという項目があります。これは臨終を迎える時に自分らしく旅立つことができるよう、過度な医療行為はしないで下さい等の希望を表明される方のために設けられています。この最期の時を迎えるにあたっての希望を決めておくことを事前指定といいます。



事前指定書を書く前に

事前指定書は、自分の意思が伝えられなくなり、回復不可能に近いと言われた場合の救命治療についての記載と、あなたの代わりに今後のこととを決めてもらう人（代理人）のサインが必要です。記入はチェックを付けるだけなので簡単に行えますが、あなたの希望を表明する大切な書類ですから次の「事前指定書についての説明」をよく読んで理解してから記載しましょう。ところで、元気なうちから自分が死ぬときのことを考えるなんてとんでもない、難しい、縁起でもないと思われる方もいらっしゃいます。無理に表明をする必要はありません。「表明しない」もあなたの選択です。もしもの時の希望を伝えておきたいなど感じた時、スタートさせましょう。



「なぜ、事前指定書が必要なのでしょうか？

今までの医療は1分、1秒でも命を生きながらえることを目標としてきました。でも、それがあなたの望む状態ではなく、自分らしくない生き方だと感じたらどうすればいいのでしょうか。もし、機械によって生かされている状態になったら？食事を口から取ることが難しくなって肺炎を何度も繰り返すようになったら？認知症になったら？事前指定書はそういう時に、あなたの希望や気持ちにそって治療を決めていくことが可能なのです。また、あなたと治療の相談ができなくなった時は、あなたの家族がつらい選択を迫られるかもしれません。そんな時に事前指定書があれば家族の迷いや不安を減らすことができるでしょう。

事前指定書についての説明

①事前指定書はあなたの意思が表明できなくなった時に初めて有効となります。あなたと相談ができるうちは事前指定書よりもあなたの意見が優先されます。

②事前指定書に書いてある用語についてわからない時は、かかりつけ医の先生などにしっかり教えてもらってください。

③「もしもの時にどうしてほしいか」は、先にあなたの代理人になる方やご家族としっかり相談をしてから決めましょう。

④事前指定書が書けたら、代理人やご家族に保管場所を伝えておきましょう。

⑤事前指定書は従わなかったからと言って家族や医師が刑事罰等に問われることはありません。

⑦状況や気持ちが変わったら何度も書き直すことが可能です。その時は新しい事前指定書の用紙を使ってください。

⑥記入や署名は本人が自署してください。でも、書くことが出来ないからといってあきらめないで下さい。この書式を用いてご家族に希望をお伝えすることで十分な場合もあります。



⑧事前指定書によって、すべての治療が決まるわけではありません。回復する可能性が高い場合の集中治療や、回復しなくても苦痛を取り除くような緩和ケアなどは事前指定書のあるなしに関わらず受けられます。

⑨その他については治療の目標や希望する療養先、あなたが健康上でとても辛いと思うことなどを書いておけば、今後の治療を相談する上でとても参考になります。

例えは…

- ・治療の結果、どのような状態でも療養を続け一日でも長く生きたいです。
- ・治療は苦痛を取り除くことを第一に考えてください。
- ・治るとしても痛みを伴う治療や大きな手術はしたくありません。
- ・再び意思表示ができるように治らないなら、延命治療はしないで下さい。
- ・病院で最期を迎えるのは嫌です。住み慣れたところで最期を迎えたいです。等

